【損益計算書関係】

当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりであります。

国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額	1,349,207千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,324,795千円
・当期総利益に与える影響額（差引）	24,412千円

【キャッシュ・フロー計算書関係】

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,929,891千円
定期預金	△　701,000千円
資金期末残高	7,228,890千円

２．重要な非資金取引

⑴　現物寄附による固定資産等の取得　229,189千円

⑵　ファイナンス・リース取引による資産の取得　333,907千円

【国立大学法人等業務実施コスト計算書関係】

引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものは45,287千円であります。

【減損会計関係】

１．減損を認識した固定資産

該当なし

２．減損の兆候が認められた固定資産（翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産）

該当なし

【金融商品に関する事項】

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については独立行政法人国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しております。

資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき公債のみを保有しております。この他に、現物寄附で受け入れた債券を寄附目的遂行のためその他有価証券として保有・運用しております。なお、株式等は保有しておりません。

未収附属病院収入は、債権管理事務取扱要項に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額（※１）
⑴　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	2,408,416	2,456,489	48,073
その他有価証券	295,371	295,371	—
⑵　現金及び預金	7,929,891	7,929,891	—
⑶　未収附属病院収入	3,894,503		
徴収不能引当金（※２）	△　25,677		
	3,868,826	3,868,826	—
⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金（※３）	(2,103,902)	(2,245,174)	(141,272)
⑸　長期借入金（※４）	(13,607,975)	(14,630,205)	(1,022,230)
⑹　未払金	(6,725,236)	(6,725,236)	—

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※２）未収附属病院収入は、過去の貸倒実績により見積もった徴収不能引当金を控除しております。

（※３）国立大学財務・経営センター債務負担金には、一年以内に返済予定の国立大学財務・経営センター債務負担金を含んでおります。

（※４）長期借入金には、一年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　現金及び預金、⑶　未収附属病院収入、及び⑹　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、及び⑸　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

【賃貸等不動産に関する事項】

当法人は、鹿児島市その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

【資産除去債務に関する事項】

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定に基づくフロン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射同位元素等を使用している建物の放射線の除去業務、及び土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務であります。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から１～19年と見積もり、割引率は0.129％から2.083％を使用しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	159,850千円
時の経過による調整額	2,414千円
期末残高	162,265千円